

共済だより

KYOSAI

Yamaguchi



スターライトファンタジーin虹ヶ浜(光市)

平成19年度決算報告 2

募集 テニス教室 8

ライフプランセミナー 9

特定健康診査 10

共済貯金随時積立募集 12

だんしん中途加入募集 12

Information 14

決算

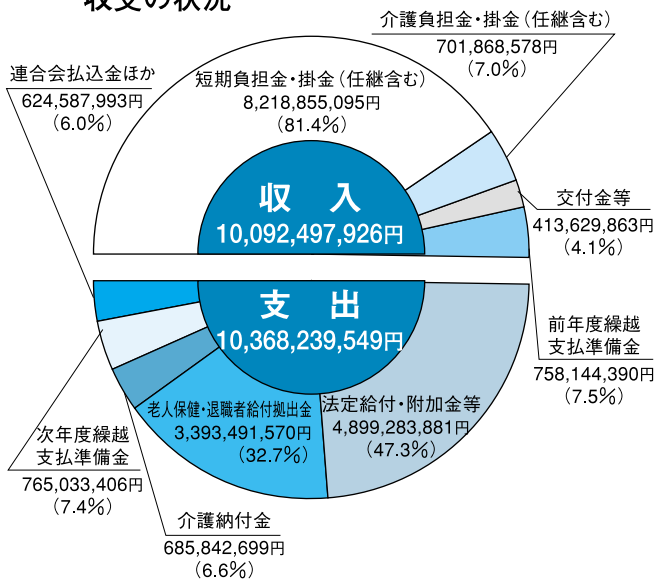
平成19年度決算が、6月5日に開催された第2回組合会において承認されました。
その概要についてお知らせします。

◆総括事項◆

構成団体数	市	13
	町	7
	一部事務組合等	20
	計	40

区 分	平成19年度決算	前年度決算との比較
組 合 員 数	17,722人	442人
被 扶 養 者	21,730人	546人
平均給料月額	短期	457円
	長期	380円
任意継続	組 合 員 数	31人
	被 扶 養 者 数	12人

収支の状況



組合員と被扶養者の皆さんの病氣・ケガ・出産・死亡・休業・災害などの際に給付を行う経理です。主な収入である掛金・負担金は、組合員数の減少などに伴い減収となりました。支出は、組合員と被扶養者の皆さんが病院などで受診された医療費を、保健給付として医療機関へ支払っています。医療費は薬剤を主として増加傾向にあります。組合員1人当たり医療費は、前年度比、本人分4161円、家族分3330円の増加となりました。また、共済組合が負担する老人保健拠出金は前年度比5670万円増加、退職者給付拠出金も前年度比2億3456万円の増加となりました。今後、老人保健・退職者給付拠出金は減少するものの後期高齢者医療制度に伴う拠出金の負担も始まり、財政状況はますます厳しくなります。なお、当期短期損失金は、前年度までの利益剰余金を取り崩して補てんしました。介護保険については、前年度に欠損金が生じたため掛金・負担金を引き上げ、当期介護利益金を生じました。組合員の皆さんには、早めの適正な受診、治療を心がけていただき、医療費の抑制に向け引き続き協力いただきますようお願いいたします。

短期経理

長期経理

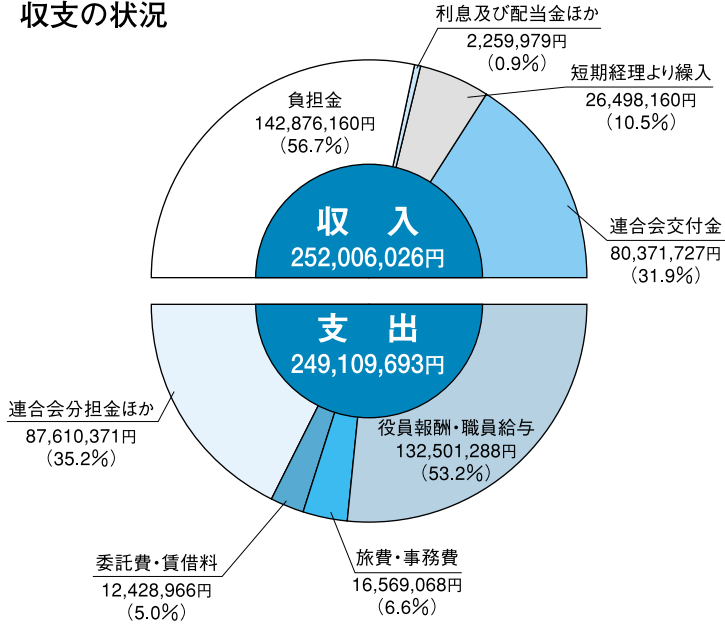
19年度から全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」）において、長期給付事業の一元的处理が始まりました。一元的处理により、連合会が、年金給付のための積立金を管理・運用して、共済年金の決定・支払いを行っています。このため、この経理は、地方公共団体から徴収した掛金・負担金を受けて連合会に払い込むための経理です。なお、年金の請求や各種届出などの手続きについては、今までどおり各共済組合で行っています。

預託金管理経理

長期給付事業の一元的处理により、連合会へ長期給付積立金を移管しましたが、積立金の一部を預託運用することができません。この経理では、預託金を、短期運用、地方公共団体への縁故地方債及び貸付経理等に対する貸付で運用し、管理しています。なお、収益については、すべて支払利息とし連合会預託金となります。

業務経理

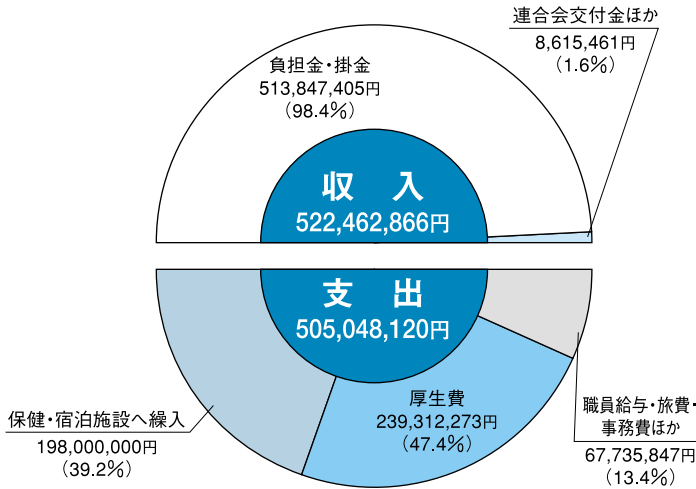
収支の状況



短期給付・長期給付の業務を行うために必要な人件費や事務費などを賄う経理です。
 費用の67・5%は地方公共団体等からの負担金で、組合員1人当たり年額8040円を負担いただき、短期経理からは組合員1人当たり1490円を繰入しました。
 なお、長期給付事業の一元的処理により、地方公共団体負担金のうち、長期給付事務費については連合会に払い込み、一方、長期給付事業の事務に要する費用が、連合会から交付されます。
 収支決算の結果生じた当期利益金289万余円は、前年度から繰り越した利益剰余金に加算処分しました。引き続き事務処理の効率化に努め、経費節減を図ります。

保健経理

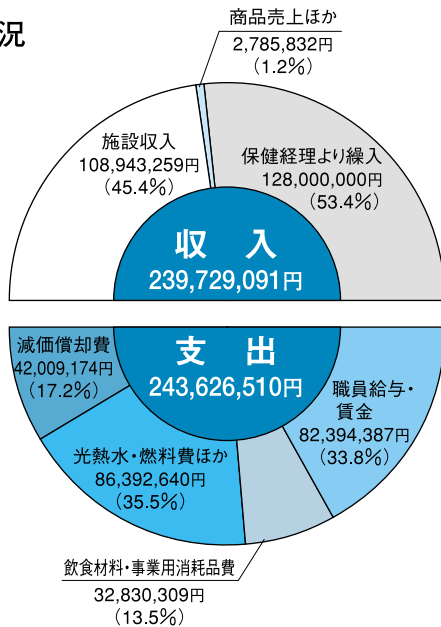
収支の状況



健康の保持・増進、疾病予防、元気回復のための事業を行う経理です。
 20年度から始まる特定健康診断・特定保健指導に向けての財源措置のため、事業の中心である人間ドック受検費用の助成額の削減を行いました。また、直営施設のシーサイドパレス萩・防長苑に対しては、減価償却費ほかの費用の一部として繰り入れを行いました。
 収支決算の結果生じた当期利益金1741万余円は、前年度から繰り越した利益剰余金に加算処分しました。今後は、特定健康診断・特定保健指導の周知に努め、疾病予防を中心として組合員及びその被扶養者の健康増進に重点を置いた事業を行います。組合員及び被扶養者の皆さんの健康管理にぜひお役立てください。

保健施設
『シーサイドパレス萩』
保健経理(2)

収支の状況

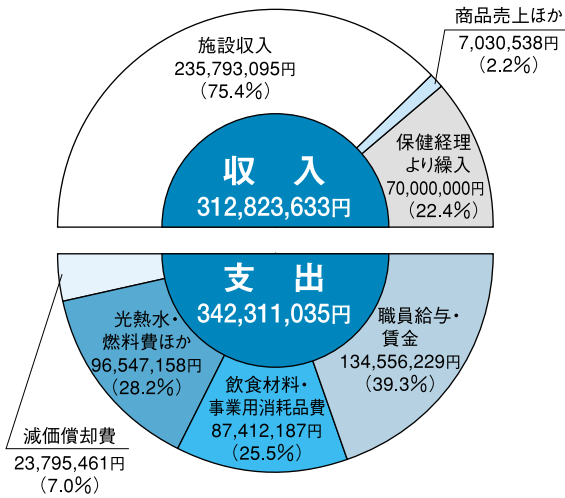


皆さんの健康増進とリフレッシュのための海浜リゾート施設です。
 宿泊者数5524人、アクア入場者数4万4099人などのご利用をいただきました。
 経費節減に努めましたが、施設の改修費用増、燃料の高騰による費用増などで収支決算の結果、389万余円の当期欠損金を生じました。今後も広く皆さんに親しまれる施設として努力してまいりますので、より一層のご利用をよろしくお願いたします。

宿泊経理

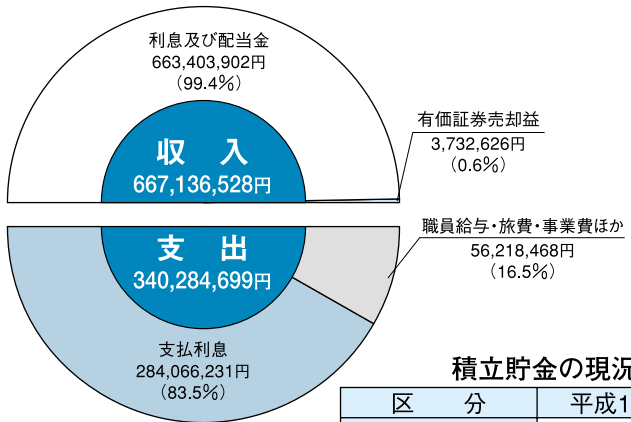
湯田温泉保養所 『防長苑』

収支の状況



広いお風呂でゆっくり、のんびり温泉に浸かって過せる皆さんの保養施設です。宿泊者数1万236人、宴会延べ人数1万7346人などのご利用をいただきました。趣向を凝らしたイベントや毎年好評のバイキングなど、自慢の料理を中心に利用者増に努めました。酒運の厳罰化で宴会部門が減少しました。収支決算の結果、2948万余円の当期損失金を生じました。きめ細やかなサービスを提供し、より多くの皆さまのお越しをお待ちしております。

収支の状況



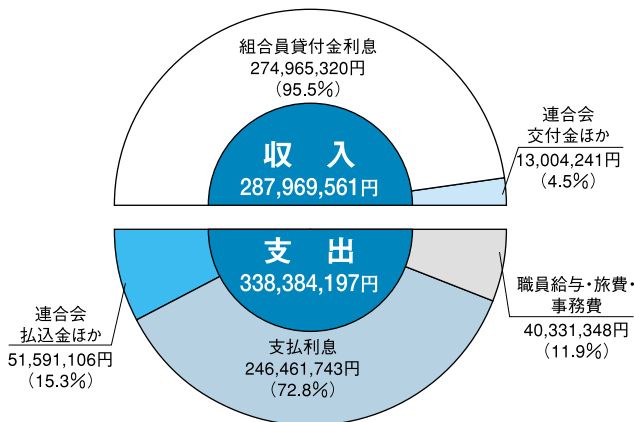
積立貯金の現況

区 分	平成19年度末
貯 金 額	25,511,914,274円
貯 金 者 数	7,079人
貯金者1人当たりの貯金額	3,603,887円
組合員加入率	39.94%
支 払 利 率	年1.1%

皆さんからお預かりしたお金をまとめて運用することで、年1・1%（税引き後0・88%）という高水準の支払利息を維持し、皆さんの生活設計、財産形成のお手伝いをしています。貯金資金の運用を行う経済・金融市場は、サブプライム問題等をきっかけに株価や長期金利が低下しており、厳しい運用状況が続いています。運用に際しては、高格付けの債券を中心に運用し、市場の動向に十分注意を払っていきます。収支決算の結果、3億2685万余円の当期利益金が生じ、これを全額積立金へ積み立てました。

貯金経理

収支の状況



臨時の資金や住宅の取得資金などの貸付を行っています。年度末の貸付金総額は111億8478万余円で、前年度末に比べ16億4782万余円の減額となりました。貸付利率は、最低利率を段階的に引上げる規則の改正が行われたことにより、20年1月に年利が0・2%引上げられました。貸付の需要は年々減少傾向で、また、定年退職者の一括償還金の増加もあります。このため、事業収益の大部分を占める利息収入が減少し、収支決算の結果、5041万余円の当期損失金が生じました。貸付の需要増は見込めないため、支払利息の減額や経費節減に努めていきます。

貸付経理

災害見舞金

近年、大型の台風や地震などの自然災害が多発しています。災害見舞金は、このような非常災害に遭われたときに受けることができる給付です。

組合員の方が非常災害により住居及び家財に損害を受けたとき

支給の要件

非常災害とは、地震・津波・火災・台風・竜巻・豪雨による浸水・洪水・がけ崩れ・落雷など主として自然現象による災害をいいます（盗難は除きます。）
 住居とは、組合員が現に居住している建物のことをいいます。自宅・借家・借間・公営住宅等の別は問いませんが、車庫・倉庫等は含みません。
 家財とは、住居以外で家具・調度品・寝具・衣類など毎日の生活に必要な財産のことをいいます。不動産・現金・有価証券・預貯金・装飾品・絵画等は含まれません。

提出書類

災害見舞金・附加金請求書

り災証明書（請求書に証明を受けている場合は不要です。）

災害事実調査書

修理の見積書...住居の場合

家財の品目明細書...家財の場合

災害状況の平面図（災害部分を朱書きしてください。）

被災状況の写真（建物全体及び内部等の被災の状況が把握できるもの。なお、床上浸水の場合は、浸水の高さがわかるように「定規」などを当てて、浸水の水位が確認できるようにお願いします。）

その他（新聞等に報道された場合、その記事のコピー）

支給金額

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金附加金	
・住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき	給料の3か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割	
・住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ・住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	給料の2か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割	
・住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ・住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	給料の1か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割	
・住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき	給料の0.5か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割	
・住居又は家財の5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	-	給料の1か月分 ×1.25 × 50 / 100	
・浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む）が損害を受け、その認定が困難なとき	床上120cm以上	給料の1か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割
	床上30cm以上	給料の0.5か月分 ×1.25	災害見舞金の 6割
	床上30cm未満	-	給料の1か月分 ×1.25 × 50 / 100

同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されます。

被扶養者が別居している場合は、その住居又は家財を組合員のものの一部として取扱います。

災害に遭われたときは、速やかに所属所の共済組合事務担当課を通じて共済組合保険課医療保健係に連絡してください。

【問合せ先】山口県市町村職員共済組合
 保険課 医療保健係
 TEL 083-925-6142

福祉医療の調査を行います

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さんが医療機関等で治療を受けたときに支払われた自己負担に対して「一部負担金払戻金」及び「家族療養費附加金」などの給付を行っています。

しかし、福祉医療（市町村条例による医療費の公費負担）を受けられている方はこれらの給付を受けることができません。福祉医療の正しい把握ができていないと附加金等の二重給付による返還請求や逆に支給もれが生じる場合があります、皆様にご迷惑をおかけすることになります。適正な給付を行うため、共済組合で公費負担の有無を正しく把握する必要があります。

福祉医療については、毎年7月、8月が切り替えの時期となります。

これに伴い、8月に福祉医療該当・非該当の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

新たに該当された方、変更等があった方については、「福祉医療該当・非該当報告書」を各所属所の共済事務担当課を経由して提出してください。

<報告の対象となる公費負担医療制度等>

- ・乳幼児医療費助成
- ・寡婦医療助成
- ・重度心身障害者医療助成
- ・母（父）子家庭医療費助成

※ 長寿（後期高齢者）医療制度に該当された方へ

長寿（後期高齢者）医療制度に該当された方は、共済組合からの給付を受けることができません。

年齢が75歳に到達された方以外で、福祉医療該当により長寿（後期高齢者）医療制度に該当された方につきましては、「後期高齢者障害認定該当者・不該当者届」を各所属所の共済事務担当課を経由して提出してください。

8月に医療費通知書を配布します

共済組合では、医療費の適正化対策の一環として、年に2回「医療費通知書」を組合員の皆さんに配布しています。今回は、平成19年10月から平成20年3月までの受診分が対象となっています。「医療費通知書」の詳しい見方については、次回ご紹介する予定です。

組合員の方に被扶養者分を含めて「短期給付決定通知書」「医療費通知書」を送付していますが、この送付方法について不都合がある方は、共済組合保険課までお問い合わせください。

被扶養者の資格調査を行います

7月に、組合員証等の検認に係る資格調査を実施します。証明書等の提出が必要な方は、被扶養者に認定されている者のうち、本年4月1日現在で満18歳以上である者（ただし、今春調査を終了した者及び4月1日以降に被扶養者として認定された者は除きます。）となります。

また、今年度から共済組合が40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、「特定健診・特定保健指導」の実施をするように義務付けられています。これに伴い該当する被扶養者の住所を把握する必要があるため、別居の被扶養者については、住所（都道府県・市区町村まで）の調査も併せて実施しますので、ご協力をお願いします。

詳細につきましては、所属所の共済事務担当課を経由してお知らせします。

【被扶養者資格調査提出書類】

- ① 所得（収入）申立書 … 別紙様式第1号
- ② 扶養事実及び扶養事情理由書 … 様式第3号（該当者のみ）
- ③ 給与に相当する給付金申立書 … 様式第5号（該当者のみ）
- ④ 添付書類

所得の種別	認定の基準となる額	提出書類
給与所得	所得控除前の給与収入額 (諸手当・一時金を含む)	・ 所得証明書 ・ 給与支払証明書 (別紙様式第2号)
雑所得(年金)	各種年金・恩給等の証書記載額 (遺族・障害年金を含む)	・ 所得証明書 ・ 最新の「年金額改定証書」又は「年金支払通知書」の写し
事業所得・資産所得等	確定申告書の収入金額等から経費のうち必要と認められるものを控除した額	・ 所得証明書 ・ 確定申告書の写し ・ 収支内訳書の写し

【被扶養者の認定を取り消す事由】

- ① 被扶養者が、就職などにより健康保険制度の被保険者となったとき
- ② 18歳以上60歳未満の被扶養者で、要件(学校教育法に規定する学校の学生及び病気等のために働くことができない者)に該当しなくなったとき
- ③ 被扶養者について、組合員以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当を受けるようになったとき
- ④ 被扶養者について、組合員が他の者と共同扶養し、社会通念上、組合員が主たる生計維持者でなくなったとき
- ⑤ 60歳未満の者(障害年金の受給者を除く。)及び60歳以上で年金を受給していない者の恒常的な収入が、年間130万円以上になったとき
- ⑥ 障害を支給事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の恒常的な収入が、年間180万円以上になったとき
- ⑦ 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき

硬式テニス教室参加者募集中

組合員及び被扶養配偶者を対象に、体力づくり教室として硬式テニス教室を開催します。是非、あなたも参加して思いっきり汗をかきませんか！

多くの方の参加をお待ちしています。

●開催日及び会場

開催日	開催場所
8月5日 (火)	山口きらら博記念公園 (きらら元気ドーム内・テニスコート) 山口市阿知須 (TEL 0836-65-6903)

●開催日程 (予定)

9:00	受付
10:00	教室開始
12:00	昼食・休憩
13:00	教室再開
16:00	教室終了 現地解散

●テニス教室開催要領

参加資格	組合員・被扶養配偶者
対象者	未経験者・初心者・初級者
募集人数	50名 (希望者多数の場合は抽選により決定します。)
参加費用	1,000円 (レッスン料、昼食等を含む。ただし、現地までの交通費は個人負担とします。)
申込方法	所属所の共済事務担当課までお申し出ください。
申込締切日	平成20年7月11日(金)【共済組合必着】
決定通知	参加者には、参加決定通知及び開催案内を送付します。
その他	現地集合、現地解散とします。 着替え用控室・シャワーなどはドーム内にあります。 ラケットは無料でお貸しします。 当日は、共済組合負担で傷害保険に加入します。

●参加対象の目安

初心者	ストロークのラリーができない。
初級者	ストロークで打ったボールがある程度決められたところへ行く。



海風が吹き抜けるドームの中だから
日焼けの心配はありません



毎年参加者に
大好評!

ライフプランセミナーを開催します

今やわが国は「変革の時代」にあり、また、世界に類を見ない速度で、高齢化が進展しています。これに伴い「人生80年時代」という長寿社会を迎え、人々が如何に生きるかが大きな課題となっています。

充実した生きがいのある職業生活と個人生活を過ごすためにはどうすれば良いか、生涯生活設計（ライフプラン）を具体的に考え、計画を立て、実践することが必要と思われれます。また、充実した生活を送るためには、健康管理対策、ご自身の資産管理を図っていくことが大事と考えられます。

以上の観点により、セミナーを開催しますので多くの方に参加していただきますようお願いいたします。

年代別に2コース

ミドル・シニアの2コースに分けて開催し、対象者の方によりきめ細かく対応したカリキュラムとしました。

ご夫婦参加もお勧め

ご夫婦そろって受講されますと、情報の共有化もすすみ、それぞれの意識も高まることから大変効果的です。ご夫婦そろっての参加をお勧めします。

＜40代の方も早くから取り組めば大丈夫＞

- ・これからの様々な生活課題（教育・住宅等）への対策
- ・まだ間に合う定年後の生活に向けた中長期の家計設計
- ・生活充実のための健康管理

＜定年までのラストスパートに取り組もう！＞

- ・定年後を見通した豊かなライフプランづくり
- ・退職後の生活をイメージするための家計設計
- ・ゆとりある生活を送るための資産形成
- ・生活充実のための健康管理

ミドルライフプランセミナー (40歳～54歳対象)

シニアライフプランセミナー (55歳～59歳対象)

日 程	8月27日(水) 9:50～15:40	8月28日(木) 9:50～15:40
会 場	保養所「防長苑」 山口市熊野町4-29 TEL 083-922-3555	
受講資格	40歳以上の組合員及び配偶者	
募集人数	各回70名(希望者多数の場合は抽選により決定します。)	
参加費	組合員及び配偶者 各1,000円 (資料代及び昼食代込み。ただし、会場までの交通費は参加者負担とします。)	
講 師	(社)中高年齢者雇用福祉協会より派遣	

日程(各セミナー共通)

9:50	開講
10:00	講演「豊かな人生をおくるためのライフプラン」～ライフプランの必要性～
12:00	昼食・休憩
13:00	実技「日常生活に役立つ健康法」～脱!メタボリックシンドローム～
14:00	休憩
14:10	講演「知っておきたい身の回りの金融知識」 講演終了後、希望者は個別相談を受けることができます
15:40	閉講

申込要領

- ・申込方法 …… 所属所の共済事務担当課までお申し出ください。
- ・申込締切 …… **平成20年7月25日(金)** 【共済組合必着】
- ・決定通知 …… 参加者には、参加決定通知及び開催案内を送付します。

問合せ先

山口市町村職員共済組合・福祉課 **TEL 083-925-6551**

特定健康診査受診券を送付しました

本共済組合が参加する集合契約がずれこんだため、予定より遅くなりましたが、特定健康診査受診券（以下、「受診券」という。）を所属所を通じて被扶養者の皆さんにお送りしました。

1．受診券を確認してください

受診券の氏名、生年月日を確認し、裏面に住所を記入してください。

平成20年7月1日から使用でき、有効期限は平成21年3月31日となっています。

2．特定健診の申込み

受診券に同封された契約健診機関一覧で受診する健診機関を選択してください。

ほとんどの健診機関では予約が必要となりますので、まず健診機関にお問い合わせください。

どの健診機関でも、受診の際に必要な自己負担額は組合員の被扶養者は500円、任意継続組合員とその被扶養者は1,000円となります。

お送りした一覧は、県内一部地域の健診機関のみを掲載しています。他の地区の機関の情報が必要な場合は、共済組合のホームページ掲載の一覧を参照するか、共済組合保険課までお問い合わせください。健診機関の全国組織の集合契約または市町村国保の枠組みを利用した集合契約に参加している健診機関であれば、県外の健診機関でも受診できます。

3．特定健診の受診

受診当日は、受診を予約した健診機関に、保険証（組合員被扶養者証）と受診券を持参してください。

4．健診結果の通知

健診受診後、健診結果とメタボリックシンドロームの判定が通知されます。

健診受診者全員に、健診結果の見方や生活習慣病予防などの情報提供が行われます。

5．特定保健指導対象者の選定

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクの数や年齢などを総合して、共済組合が特定保健指導の対象者を選定します。平成20年度は、メタボリックシンドロームの該当者のうち、5%程度を選定する計画としています。

対象者には、共済組合から個別に通知を行います。

「特定健康診査等実施計画」を公表します

特定健診等の実施にあたり、医療保険者には5年を一期とする特定健康診査等実施計画の作成が義務づけられています。この実施計画では、平成20年4月からの特定健診や特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率に関する目標などを定めています。

第1 目的

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに、5年を一期として定めるものとする。

第2 山口県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成18年度の所属者数は45。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は約17,800人で、平均年齢は43歳である。
また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は約22,300人で、平均年齢は28歳、男性が全体の約4割を占めている。

健康診断について、組合員にあっては、所属所の事業主健診又は当組合の人間ドックにより行っている。現在33カ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。
また、被扶養者については、各市町村が実施する住民健診又は当組合の人間ドックにより実施している。

また、保健指導については、人間ドックの受検の中で健診機関の保健師により行っているのみである。

第3 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率は基本的には80%にする。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
組合員	80	90	95	98	98	-
被扶養者	20	30	35	40	46	-
計	60	70	75	78	80	80

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45%にする。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

組合員＋被扶養者

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者数(人)	8,969	10,464	11,211	11,759	12,057	-
特定健康診査対象者数(人)	2,233	2,605	2,791	2,928	3,003	-
実施率	5	15	25	35	45	45

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

第4 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査被扶養者

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	4,590	4,704	4,843	4,984	5,151

2 特定保健指導組合員＋被扶養者

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	8,969	10,464	11,211	11,759	12,057
保健指導対象者計	2,233	2,605	2,791	2,928	3,003
実施率(%)	5	15	25	35	45
実施者数	111	390	697	1,024	1,351

第5 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査について
組合員については、所属所の事業主健診とする。
被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者については、山口県保険者協議会及び地方公務員共済組合協議会による集合契約（以下、「集合契約」という。）に基づく健診機関等とする。

ただし、組合員及び被扶養配偶者（任意継続組合員とその被扶養者を除く。）が共済組合が委託する短期人間ドック受診を申し込む場合は、該当健診機関等とする。

特定保健指導について
集合契約に基づく健診機関等とする。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

特定健康診査
組合員については所属所の事業主健診により行う。
被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者については集合契約による健診とし、社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

ただし、組合員及び被扶養配偶者（任意継続組合員とその被扶養者を除く。）については、共済組合が委託する短期人間ドックの利用もできる。

特定保健指導
「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方に基きアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

特定健康診査
組合員が所属所の事業主健診を利用する場合は、所属所単位による。
組合員及び被扶養配偶者が共済組合の委託する短期人間ドックを受診する場合は、申込により随時受診と

する。
被扶養者については、受診券を所属所等を通じ配布する。

任意継続組合員及びその被扶養者には、受診券を自宅あて送付する。

受診券を使用する場合は、受診券及び組合員証等を契約機関に提示し、随時受診する。その際、一定の自己負担額を支払う。（被扶養者500円、任意継続組合員及びその被扶養者は1,000円。）

特定保健指導
組合員及び被扶養者については、利用券を所属所等を通じ配布する。

任意継続組合員及びその被扶養者には、利用券を自宅あて送付する。

利用券を使用する場合は、利用券及び組合員証等を契約機関に提示し、随時受診する。その際、一定の自己負担額を支払う。（組合員及び被扶養者は1割、任意継続組合員及びその被扶養者は2割。）

6 周知や案内の方法

当共済組合のホームページへの掲載及び広報誌の組合員への配布により周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。配布に当たっては、県内・近県の実施機関等を記載した文書を添付する。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

当面、電子的な標準様式で受領することが不可能な場合は、紙ベースのデータを受領し、当共済組合において電子媒体に加工する。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第6 個人情報の保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等
健診データを当共済組合の特定健診等システムにおいて管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール
当共済組合は、山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。
当共済組合のデータ管理者は、保険課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

第8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき評価する。
また、平成23年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直しすることとする。

共済積立貯金の随時積立を ご利用ください。

「夏のボーナス」で積立をしませんか？

共済貯金は、山口銀行の本支店窓口で随時振込んで積立ができます。
随時積立専用の「振込依頼書」を今月号に差込んでいますので資産形成に、
お役立てください。

利率
(半年複利)
年1.1%
(税引後 0.88%)

◆組合員（任意継続組合員を除く。）の方のみ、共済積立貯金をすることができます。

【振込時の注意事項】

- ・共済積立貯金に加入していない方が振込みをされる場合は、同時に、新規加入の手続を所属所の共済事務担当課を通じて行ってください。
- ・必ず、共済組合指定の振込依頼書（振込人の手数料負担はありません。）を使って振込みください。
通常、振込依頼書は所属所の共済事務担当課に置いてありますので、担当課でお受け取りください。
※他の振込用紙・ATMでの振込みは、振込人の特定等に支障が出る場合がありますので、行わないようにしてください。
- ・振込依頼書の太枠内の記入もれがないようにお願いします。
なお、振込金額は1万円の整数倍を、所属所番号欄は組合員証の記号を、加入者番号欄は組合員証の番号を、氏名欄は組合員の氏名を記入してください。
- ・金融機関で10万円以上の振込みをする際は、本人確認書類の提示を求められますので、必要な書類を携帯してください。
- ・振込時に、銀行窓口で領収書を渡されますので大切に保管しておいてください。

【積立金受領のお知らせ】

- ・随時積立をされた方に、積立のあった日の翌月中旬に、所属所を通じて「臨時積立受領書（封書）」を送付します。

※貯金事業の案内を共済だより4月号12頁及びホームページに掲載していますのでご覧ください。

（共済組合は金融機関ではないため、預金保険制度による預金の保護（ペイオフ：元本1000万円とその利息の保護）はありません。）
その他ご不明な点がある場合は、共済組合福祉課貯金係（TEL083-925-6551）までご照会ください。

貸付事業からのお知らせ

締切 9月30日(火) 共済組合必着

「だんしん」中途加入者募集中!

だんしん(団体信用生命保険)とは、貸付金の償還途中に万一死亡または高度障害となった場合、保険金により債務が相殺される保険制度です。

退職手当を組合員やご家族のために確保できます。貸付1件ごとにかかる保険で、保証料は貸付金残高10万円につき月額20円です。

これからは…プラス「債務返済支援保険」!

病気やケガなどによる就業障害時に、毎月の返済額相当を保障する保険です。

原則として、「だんしん」加入時のみ申込み可能で、保険料は保険金1万円あたり月額96円です。

制度詳細・申込手続

詳細は、所属所共済事務担当課に配布の「団信事業加入手続のご案内」をご覧ください。

貸付1件ごとに「団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書」を記入し、所属所の共済事務担当課を通してご提出ください。

債務返済支援保険の保険料改定のお知らせ

平成20年12月1日付で債務返済支援保険の保険料が改定されます。（「だんしん」の保証料については変更ありません。）

現行 保険金1万円あたり165円 → 改定後 保険金1万円あたり**96円**

今回の募集で中途加入するもの及び平成20年10月以降の新規貸付け時加入は、初回から改定後の保険料が適用されます。

それ以前の加入者については、平成20年12月1日付保険更新の際から適用されます。

「遺族サポートプラン」募集のご案内

毎年8月下旬～9月中旬にかけて、「遺族サポートプラン」の更新・新規加入募集をしています。期間中は各所属所を制度推進員が訪問し、ご説明に伺います。「遺族サポートプラン」の制度は、組合員本人やご家族のお役に立つ様々な保障をご提供します。

制度内容の特長は？

「遺族サポートプラン」制度ラインナップ

保障目的	制度名称	制度の主な特長	加入対象
万が一に備えて	遺族サポートプラン	死亡・高度障害の場合、公的遺族年金と合わせて遺族の生活費を長期間、年金としてサポートする制度です。 ※一時金での受取も可能です。(こどもは一時金受取のみ)	本人 配偶者 こども
	長期継続保障	死亡・高度障害の場合の保障で、退職時の年齢に関わらず、退職後も75歳まで加入時の保険料率で継続することができます。 ※在職中は遺族サポートプランの上乗せ保障として利用できます。	本人 配偶者
病気・けがに備えて	医療保障保険	病気やけがで継続して2日以上入院した場合に給付を受けられます。	本人 配偶者 こども
	総合医療サポート	病気やけがで継続して2日以上入院をした場合や所定の手術を受けた場合に給付を受けられます。女性特有の疾病等に対しては上乗せ保障があります。	本人 配偶者
三大疾病に備えて	重病克服支援プラン	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断され、所定の状態になった場合に給付を受けられます。	本人 配偶者

退職後制度も
充実しています！

退職後制度への継続イメージ

在職中 制度名称	退職後 制度名称
遺族サポートプラン	一時払退職後プラン 退職後リレープラン
長期継続保障	長期継続保障
医療保障保険	退職後医療プラン
総合医療サポート	総合医療サポート退職後継続制度
重病克服支援プラン	退職後重病克服支援プラン

※制度内容等詳細については募集時に配布しますパンフレットをご覧ください。

電話健康相談

共済ヘルシーダイヤル

(通話・相談料無料)

0120-876-898

携帯電話
からもOK!

年中無休・24時間受付

組合員とご家族の皆様に、毎日「カラダの安心」をお届けしています。

共済健康相談室

(相談料無料)

健康電話相談事業では、インターネットによる健康相談も行っています。

本共済組合のホームページ【<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>】にアクセスしていただき、トップページにあります「共済健康相談室」のバナーをクリックし、ID「876898」を入力後ログインしてください。

メール相談サイトのアドレスは【<https://www.healthy-hotline.com/>】となります。

上記のログインIDを入力してご利用ください。相談内容により回答に時間がかかる場合がありますので、緊急を要するときは電話でご相談ください。

相談者のプライバシーは厳守いたします。

「公務員共済ねんきん特別便」を送付しました。

共済だより5月号でお知らせしましたとおり、6月に組合員及び過去に組合員であった方(平成8年12月31日以前に退職し、その後に公務員として働いたことの無い方を除く。)を対象に「公務員共済ねんきん特別便」を送付しました。

この特別便により、共済組合で管理している組合員の皆さんの共済年金加入記録などをお知らせしましたので、内容について、ご不明な点や疑問に思われる点などがありましたら、共済組合年金課までお問い合わせください。

お問合せ先:山口県市町村職員共済組合年金課

TEL (083) 925-6550

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	7月10日(木)	7月31日(木)
	7月25日(金)	8月15日(金)
	8月8日(金)	8月29日(金)
	8月25日(月)	9月12日(金)
解約	7月10日(木)	7月31日(木)
	8月8日(金)	8月29日(金)

共済組合の行事(7月~8月)

- 健康管理者研修会
7月4日(金) 防長苑
- 健康関連講座
7月15日(火) 山口県セミナーパーク
- テニス教室
8月5日(火) きららドーム
- ライフプランセミナー
8月27日(水)・28日(木) 防長苑

空席状況は随時ホームページにてお知らせしています。

『防長苑』で検索してください!!

全席予約制

生ビール祭り

'08 8/2日まで

18:00~20:45 日・祝日は休み

※但し7月20日(日)は営業

大人お一人様 (税・サ込み) **4,000円**

生ビール祭りご利用の組合員は
宿泊利用助成券を使用すると
プラス2,000円でお泊り(朝食付き)できます。
定員を原則とさせていただきます。

キリン生ビール/日本酒/冷酒/焼酎/チューハイ/ワイン/ソフトドリンク
和食・洋食・中華 計50種類以上

琴と尺八の調べ 和食懐石料理

秋の宴

7,000円

9月13日(土)・14日(日)2日間を
予定しております。
ご利用お待ちしております。



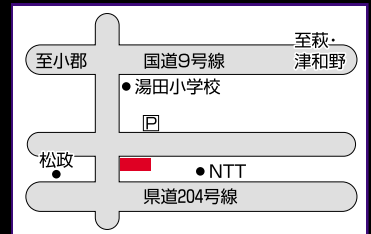
山口県市町村職員共済組合

防長苑

〒753-0077 山口市熊野町4-29

TEL.083-922-3555

http://www.c-able.ne.jp/~bochoen/



シーサイド祭り

バイキング

2008.8.20(水)まで
18:00~21:00

オーダーストップ FOOD 20:30 DRINK 20:45
※テラス開催のため、荒天時は中止の場合がございます。

全席予約制

ご予約はお早めに!お電話にて承ります

子ども会プラン 得

6/22・6/29・7/6・7/13

バイキングお申込みの子ども会(10名以上)

終日プール利用料金**無料!!**



山口県市町村職員共済組合 保健施設

シーサイドパレス 萩

〒758-0011 萩市椿東字北川6030-13 (JR山陰本線越ヶ浜駅前)

TEL 0838-26-6141 FAX 0838-26-6365

http://www.sp-hagi.com/

食べ放題!飲み放題!

料金(お一人様 税・サ込み)

大人 **3,500円**

中学生 **2,500円**

小学生 **1,500円**

幼児(3歳以上) **800円**

FOOD

焼肉、オードブル、
デザートほか
和洋中料理各種

DRINK

麒麟淡麗樽生、酎ハイ、
ワインほか酒類、
ソフトドリンク各種

新追加メニュー始めました!

●見蘭牛焼肉

一皿 **1,000円**

●限定20皿/毎日(当日17:30から販売)

●100g入(カルビ・モモ各50g)

「売り切れ御免」の
早い者勝ち!

●焼酎ボトル

あいしま **3,100円**、いいちこ **2,000円**他

